

民生委員の職務（民生委員法第14条抜粋）

1. 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
2. 生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
3. 福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うこと。
4. 社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
5. 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。
6. その他、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

児童委員の職務（児童福祉法第17条抜粋）

1. 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
2. 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報その他の援助及び指導を行うこと。
3. 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
4. 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
5. 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
6. その他、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。